

18. 富良野市総合評価審査委員会規程

(設置)

第1条 富良野市が試行する総合評価方式における技術審査を行うことを目的として、富良野市総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は次の事項を所掌する。

- (1) 総合評価落札方式の実施工事の選定
- (2) 落札者決定基準の設定
- (3) 技術提案を評価し技術評価点の決定
- (4) 学識経験者への意見聴取

(組織)

第3条 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、別表1に掲げる職にある者を充てる。

- 2 委員長は副市長、副委員長は建設水道部長をもって充てる。
- 3 委員長は、議事運営に必要があると認めるときは職員の中から臨時の委員を任命することができる。

(委員長の職務及びその代理)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(特別委員)

第5条 委員長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第4項に基づき、学識経験を有する者の意見を聴くため、審査委員会に特別委員をおく。

- 2 特別委員は、意見聴取する事項に関し学識を有する者2名以上を市長が委嘱する。
- 3 特別委員は、審査委員会の議決に加わらない。

(会議)

第6条 審査委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 審査委員会は、委員の過半数が出席することにより成立する。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、審査委員会又は検討部会の会議に学識経験者等の出席を求め、意見を聴くことができる。なお、意見聴取方法について、学識経験者の了解を得たものについては電子メールやファクシミリによることができる。

(守秘義務)

第7条 審査委員会に出席した者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、技術審査課において処理する。

(委員長への委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

別表1 (第3条第1項関係)

総 合 評 価 審 査 委 員 会	
委員長	副市長
副委員長	建設水道部長
委員	技術審査課技幹
委員	都市施設課長
委員	都市建築課長
委員	農林課主幹
委員	財政課長
委員	上下水道課長
委員	地籍調査課長

附 則(平成21年5月1日訓令第10号)

この訓令は、平成21年5月1日から施行する。

附 則(平成26年6月1日訓令第11号)

この訓令は、平成26年6月1日から施行する。

令和2年4月15日一部改正